

明晴学園 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、ろう児に対して日本手話と日本語の2言語によるろう教育を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、明晴学園という。

(位置)

第3条 本校の位置は、東京都品川区八潮五丁目2番1号におく。

第2章 部の組織及び収容定員

(部の組織及び収容定員)

第4条 本校の部及び収容定員は、次のとおりとする。

幼稚部 3学級 30人

小学部 6学級 60人

中学部 3学級 30人

2 各学級の収容定員は、一学級10人以下とする。

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

(修業年限)

第5条 修業年限は幼稚部3年、小学部6年、中学部3年とする。

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から3月31日まで

(休業日、臨時授業及び臨時休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第278号）により休日とされている日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 学校創立記念日
 - (4) 学年始休業日 4月1日から4月8日までの間
 - (5) 夏季休業日 7月21日から8月31日までの間
 - (6) 秋季休業日 10月1日から10月3日までの間
 - (7) 冬季休業日 12月20日から1月6日までの間
 - (8) 学年末休業日 3月25日から3月31日までの間
- 2 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。
 - 3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学、退学、転学及び休学等

(入学資格)

第9条 本校幼稚部第1学年に入学できる者は、3歳以上のろう幼児で、日本手話による教育を希望する者とする。

本校小学部第1学年に入学できる者は、本校幼稚部を卒業した者又は6歳以上のろう児童で、日本手話による教育を希望する者とする。

本校中学部第1学年に入学できる者は、本校小学部を卒業した者又は小学校を卒業したろう児又はこれに準じた学校を卒業したろう児で、日本手話による教育を希望する者とする。

(転入学及び編入学)

第10条 第1学年の途中または第2学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、校長が別に定めた要件を満たしていると認められる者とする。

- 2 第1学年の途中または第2学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学許可)

第11条 入学を希望する者には、選考を行い入学を許可する。

(出願手続き)

第12条 入学を希望する者は、親権者等において、本校所定の入学願書その他書類に入学検定料を添え、願い出なければならない。

(入学手続き)

第13条 入学の許可を受けた者は、親権者等において、すみやかに誓約書その他書類に入学金を添え、提出しなければならない。

2 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転学)

第14条 幼児・児童・生徒が転学しようとするときは、親権者等において、所定の書類にその事由を明らかにし、許可を得なければならない。

(退学)

第15条 幼児・児童・生徒が病気その他の事由により退学しようとするときは、親権者等において、所定の書類にその事由を明らかにし、許可を得なければならない。

(再入学)

第16条 第14条及び前条の規定により、転学または退学した者が再入学を願い出たときは、その事由により許可することがある。

(欠席、休学及び復学)

第17条 幼児・児童・生徒が欠席しようとするときは、親権者等において、そのつど届け出なければならない。

2 幼児・児童・生徒が病気その他やむを得ない事由のため、1か月以上出席できないときは、親権者等において、所定の書類にその事由を明らかにし、承認を得なければならない。

3 前項の規定により休学中の幼児・児童・生徒が復学しようとするときは、親権者等において、所定の書類にその事由を明らかにし、承認を得なければならない。

第5章 教育課程、学習評価及び卒業等

(教育課程)

第18条 本校の教育課程は、別表に定める教科及び時間数により編成する。

(学習評価)

第19条 各学年の課程の修了は、幼児・児童・生徒の平素の成績を評価し、学年末において評定する。

(卒業)

第20条 前項の規定により、幼児・児童・生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

第6章 親権者等

(親権者等)

第21条 親権者等は、親権者又は成人の親族等で独立の生計を営む者とする。

- 2 親権者等は、幼児・児童・生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとし、常に学校教育活動に協力しなければならない。

(親権者等の異動)

第22条 親権者等が転居又は氏名変更したとき、その他一身上に変動があった場合には、すみやかに届け出なければならない。

- 2 前項の変動が死亡、失そう又は禁治産の宣告若しくは破産等に係るものであるときは、あらかじめ、親権者等を定めなければならない。

第7章 教職員

(教職員)

第23条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 教諭(教頭・教諭) 12人以上
- (3) 養護教諭 1人以上
- (4) 事務職員 1人以上
- (5) 学校医
- (6) 学校歯科医
- (7) 学校薬剤師

2 校長は、校務を総括し、所属職員を監督する。

3 教頭は、校長を補佐し、校務を整理するとともに、校長に事故のあるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を分掌する。

4 前2項以外の教職員は、それぞれ校務を分掌する。

第8章 授業料、入学金及び入学検定料

(授業料、入学金及び入学検定料)

第24条 本校の授業料、入学金及び入学検定料は、次のとおりとする。

- (1) 授業料 年額 488,000円
- (2) 入学金 300,000円
- (3) 入学検定料 20,000円
- (4) 設備費 年額 120,000円

(納入及び納入の特例)

第25条 授業料は、出席の有無にかかわらず、所定の期日までに納入しなければならない。

2 幼児・児童・生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。

3 特別な事情がある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を免除することがある。

(滞納)

第26条 正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わずに授業料を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

(納付金の不還付)

第27条 一度納入した授業料、入学金及び入学検定料は、原則としてこれを還付しない。

第9章 賞罰

(ほう賞)

第28条 幼児・児童・生徒がその成績、性行ともに優れ、他の幼児・児童・生徒の模範となるときは、ほう賞することがある。

(懲戒)

第29条 児童・生徒が、この学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行う。

2 前項の懲戒は、訓告及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する児童に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなく、出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他児童としての本分に反した者

第10章 補則

(委任)

第30条 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

附則

- 1 平成 19年12月20日東京都知事認可のこの学則は平成20年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項に規定する収容定員について、同号の規定中「幼稚部3学級30人、小学部6学級60人」とあるのは、開設年度から次年度までの間、「幼稚部複式2学級24人、小学部複式3学級36人」と読み替えるものとし、同様に第4条第2項に規定する一学級の収容定員について、同号の規定中「一学級10人以下とする」とあるのは、開設年度から次年度までの間、「幼稚部、小学部とも複式学級とし、一学級12人とする」と読み替えるものとする。
- 3 この学則は平成22年4月1日から施行する。

別表 (教育課程)

幼稚部の領域及び時間数について

学部	領域				
幼稚部	手話 (自立活動の内容を含む)	人間関係	環境	表現	健康

- 幼稚部の1日の教育時間は4時間を標準とし、39週を下らないものとする。

小学部の教科・領域及び時間数について

学部	教科・領域等									
小学部	手話	日本語	社会	算数	理科	生活	図画工作	体育	家庭	市民科

中学部の教科・領域及び時間数について

学部	教科・領域等									
中学部	手話	日本語	社会	数学	理科	生活	美術	体育	技術・家庭	市民科

■小学部の年間授業時数

区分	各教科									市民科 (道徳+特別活動+総合的な学習の時間+自立活動)	総授業時数	(参考) 小学校の総授業時数
	手話 (国語+音楽+自立活動)	日本語 (国語+自立活動)	社会	算数	理科	生活	図画工作	家庭	体育			
第1学年	170	170		114		102	68		90	68	782	782
第2学年	175	175		155		105	70		90	70	840	840
第3学年	175	190	70	150	70		60		90	105	910	910
第4学年	175	190	85	150	90		60		90	105	945	945
第5学年	125	180	90	150	95		50	60	90	105	945	945
第6学年	125	175	100	150	95		50	55	90	105	945	945

■ 中学部の年間授業時数

区分	各教科									市民科 (道徳+特別活動+総合的な学習の時間+自立活動)	総授業時数	(参考) 中学校の総授業時数
	手話 (国語+音楽+自立活動)	日本語 (国語+自立活動)	社会	数学	理科	美術	保健体育	技術・家庭	外国語			
第1学年	70	165	105	140	105	45	105	70	140	70	1015	1015
第2学年	70	175	105	105	140	35	105	70	140	70	1015	1015
第3学年	70	140	140	140	140	35	105	35	140	70	1015	1015